医療費通知の自己負担額の合計を記入

医療費通知のなかで、その年中に払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入

【記載例】

令和 ○ 年分　医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住　所 邑楽郡邑楽町大字◆◆ ○○番地　　氏　名 邑楽　太郎

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）
①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
98,580 円	㋐ 85,400 円	㋑ 20,000 円

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

2 医療費（上記1以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
邑楽　太郎	×××病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	50,000 円	15,000 円
邑楽　花子	▲▲薬局	□診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	4,800	
邑楽　次郎	●●●介護サービス	□診療・治療 ☑介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	120,000	
邑楽　次郎	□□内科医院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	6,000	
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
2 の 合 計			㋒ 180,800	㋓ 15,000

医療費通知に記載がない分の医療費をここに記入
※医療を受けた人・病院ごとにまとめて記入

保険金や給付金（入院給付金、出産育児一時金、高額療養費など）で補てんされた金額があれば記入

医 療 費 の 合 計	A	(㋐+㋒) 266,200 円	B	(㋑+㋓) 35,000 円

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 266,200 円	A
保険金などで補てんされる金額	35,000	B
差引金額（A－B）	(マイナスのときは0円) 231,200	C
所得金額の合計額		D
D ×0.05	(赤字のときは0円)	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額		F
医療費控除額（C－F）	(最高200万円、赤字のときは0円)	G

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。
（注）次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4繰越損失を差し引く計算」欄の㊷の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

02.11